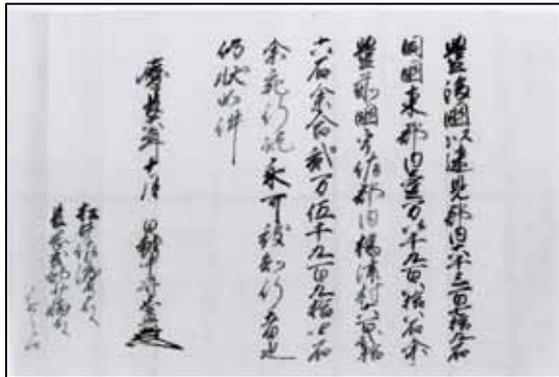


松井家の二つの顔 殿？ 家臣？

この展示では、八代城主松井家にまつわる主従関係を考えます。

松井家は、熊本藩主細川家の家臣で、正保3年(1646)から八代城を預かりました。江戸時代、主君が家臣に領地を与える時、^{ちぎょうあてがいじょう}知行宛行状と呼ばれる文書を発給しました。この知行宛行状から、細川松井、徳川 松井、松井 竹田のあいだに結ばれた主従関係を明らかにします。

^{ほそかわただおきちぎょうあてがいじょう}細川忠興知行宛行状 松井康之・松井興長宛 慶長6年(1601)10月 松井文庫所蔵



豊後國以速見郡内 六千三百七拾九石
同國東郡内 壹万八千九百八拾八石余
豊前國宇佐郡内橋津村、六百貳拾
六石余、合貳万伍千九百九拾四石
余宛行詔、永可致知行者也、
仍状如件
慶長六年十月 日越中守忠興(花押)
松井佐渡守殿
長岡式部少輔殿
進之候

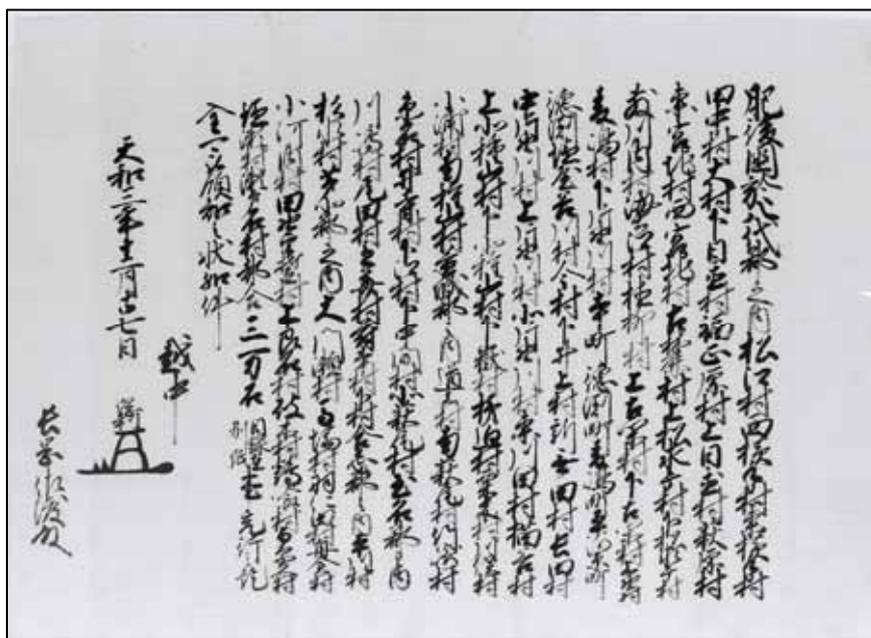
細川忠興が松井康之と松井興長に豊前国・豊後国合わせて約2万6千石を与えるという書状です。慶長5年(1600)の関ヶ原合戦で活躍した忠興は合戦後、徳川家康から豊前一国と豊後国速見郡・国東郡を与えられました。それに伴い、細川家の家老だった松井家も豊前・豊後へと移り、細川家を支えました。その後、寛永9年(1632)に肥後へと移った細川家とともに、松井家も肥後へ移り住み、家老として長く細川家に仕えました。

^{ほそかわつなとしちぎょうあてがいじょう}細川綱利知行宛行状 松井寄之宛 寛文元年(1661)8月5日 松井文庫所蔵



肥後國於玉名・合志・八代三郡之内
所々都合參萬石、目錄有別紙事、
任先規之旨、全可被領知之状如件、
寛文元年八月五日 綱利(花押)
越中
長岡佐渡守殿

熊本藩主細川綱利から筆頭家老松井寄之へ宛てられた書状です。松井寄之に玉名・合志・八代郡の内に3万石の領地を与えると書かれています。細川綱利は4代目将軍徳川家綱から一字を与えられた人物で、寛文元年(1661)3月に藩主として肥後国に入国しています。松井寄之は、松井家3代目当主であり、この年の6月に父興長を亡くし、家督を相続するに伴って、この書状が発給されました。

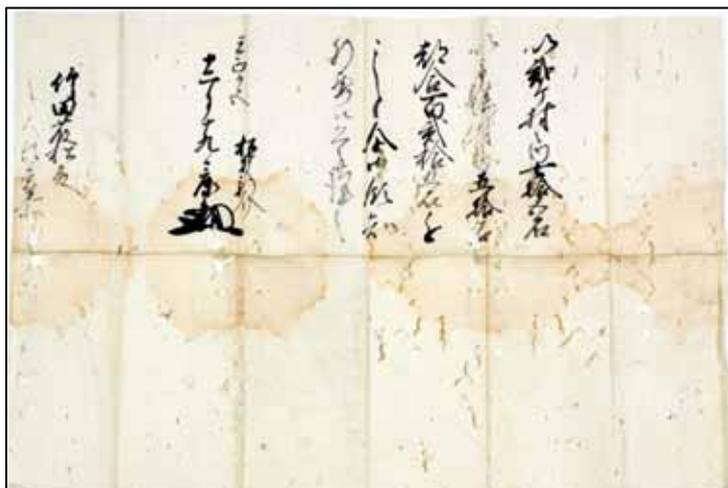


天和三年十二月廿七日
越中
長岡佐渡殿

肥後國於八代郡之内、松江村・西横手村・東横手村・田中村・大村・下日置村・福正原村・上日置村・萩原村・東宮地村・西宮地村・古麓村・上松求广村・下松求广村・敷川内村・海士江村・植柳村・上古閑村・下古閑村・上野村・麦嶋村・下片野川村・本町・徳淵町・麦嶋町・平河原町・徳淵塩屋・谷川村・今村・下井上村・新無田村・長田村・中片野川村・上片野川村・北片野川村・東川田村・猫谷村・上北種山村・下北種山村・下嶽村・柿迫村・栗木村・川俣村・小浦村・南種山村・益城郡之内、道上村・南萩尾村・竹崎村・糸石村・井寺村・下江村・下中間村・北萩尾村、玉名郡之内、川嶋村・尾田村・立華村・符本村・下村、合志郡之内、平村・杉水村、芦北郡之内、大門瀨村・高場村・羽仁田村・舟倉村・小河内村・田野宇楚村・上良石村・破木村・鶴喰村・与奈久村・鎌瀨村・瀬戸石村、都合三万石、別紙在、事、充行之訖、全可被領知之状如件、

越中
天和三年十二月廿七日 綱利(花押)
長岡佐渡殿

天和3年(1683)細川綱利から松井直之に出されたものです。本状は、この年、直之が着手した細川藩の財政再建のための知行割替に伴って出された文書で、直之に与えられた領地が非常に詳しく記されており、現在の町名も多くみることができます。綱利は、父光尚の急逝により8歳で遺領を相続したので、直之は家老として政務の中枢を担いました。また、直之は松浜軒を建てた人物としても知られています。



この書状は、天正15年(1587)松井康之から家臣の竹田藤松(定勝)に宛てられたものです。丹後国(京都府)の二ヶ村(加佐郡大江町)・市場村(船井郡和知町)のうち、125石分の領地を与えるという内容です。竹田家はもともと足利将軍に仕えていました。しかし室町幕府の崩壊とともに、3代藤松の時、縁故のあった松井康之に仕えることになりました。これ以降、竹田家は家臣として長く松井家を支えていきました。

以貳ヶ村之内七拾五石
以市場村之内五拾石、
都合百貳拾五石、進
之候、全御領知
肝要候、恐々謹言、

天正十五 松井新介
十二月十九日 康之(花押)

竹田藤松殿
御宿所



於八代郡新牟田村・東川田村・
下片野川村・今村・古麓村・
田中村、益城郡系石村之内、千石
任先規之旨充行之詔、全可被
領知之状如件

天保十二年二月四日 章之(花押)

式部
松井角左衛門殿

松井家の10代目当主章之(1813~1887)が、松井家の家老である松井角左衛門(1795~1849)に對して、八代郡・益城郡の村の内、千石を領地として与えるという書状です。松井角左衛門は、別名を竹田定矩といい、竹田家は松井家の家老を代々務め、その信任も厚く、松井の姓を名のることを許されていました。この書状が出される3ヶ月前に、松井家9代目督之が亡くなりましたが、その跡を継いだ章之も竹田家に対して、従来の領地を保証するということを示しています。



以上
 山城國相楽郡之内、
 同國愛宕郡之内、都合
 百七拾三石式斗九升之事、
 其方家来長岡山城
 代々拜領仕候處、病死付而、
 如前々養子松井式部
 被下候間、可収納之旨、可被
 申渡候、恐々謹言、
 土井大炊頭
 天保十一子
 十二月廿三日 利位(花押)
 (折返し)
 脇坂中務大輔
 安董(花押)
 太田備後守
 資始(花押)
 水野越前守
 忠邦(花押)
 細川越中守殿

出品リスト

番号	調査番号	名称	宛名	年号	西暦	日付	品質・形状	法量
1	松井72-1-2	細川忠興知行宛行状	松井康之・興長	慶長6年	1601	10月	紙本墨書・竪紙	33.5×50.1
2	松井72-5-2	細川綱利知行宛行状	松井寄之	寛文元年	1661	8月5日	紙本墨書・竪紙	41.8×56.6
3	松井72-6	細川綱利知行宛行状	松井直之	天和3年	1683	12月27日	紙本墨書・竪紙	47.1×63.9
4	竹田50-3	松井康之知行宛行状	竹田藤松	天正15年	1587	12月19日	紙本墨書・折紙	30.8×46.0
5	竹田133-6	松井章之知行宛行状	竹田定矩	天保12年	1841	2月4日	紙本墨書・竪紙	39.8×53.5
6	松井69-10	幕府老中連署奉書	細川斉護	天保11年	1840	12月23日	紙本墨書・折紙	40.7×56.3

この展示は、学芸員実習の一環として行いました。毎年8月になると、大学生が実習を受けるため博物館にやってきます。学芸員の資格を取るためには、一定期間の実習を受ける必要があります。今年8月には8名の実習生が、八代市立博物館で実習を受けました。実習期間の6日間を使って、展示企画を考え、作品の解説文を作りました。この解説シートの原稿は、実習生が作文したものです。